

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教育センター規程（平成18年旭医大達第95号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 学長が指名する学長補佐</p> <p>(3) センター専任の教員</p> <p>(4) <u>地域共生医育統合センター</u>長</p> <p>(5) 入学センター<u>センター</u>長</p> <p>(6) 卒後臨床研修センター副センター長 1人</p> <p>(7) センター兼務の教員</p> <p>(8) 事務局次長（総務・教務担当）</p> <p>(9) 学生支援課長</p> <p>(10) その他学長が指名する者</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 <u>第1項第6号及び第10号</u>の者は、学長が委嘱する。</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 学長が指名する学長補佐</p> <p>(3) センター専任の教員</p> <p>(4) 医育統合センター長</p> <p>(5) 入学センターの<u>専任教員 1人</u></p> <p>(6) 卒後臨床研修センター副センター長 1人</p> <p>(7) センター兼務の教員</p> <p>(8) 事務局次長（総務・教務担当）</p> <p>(9) 学生支援課長</p> <p>(10) その他学長が指名する者</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 <u>第1項第5号から第7号及び第10号</u>の者は、学長が委嘱する。</p>

(任期)

第5条 前条第1項第6号及び第10号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 (略)

(部門長及び部門員)

第7条 前条各号の部門に、部門長及び部門員を置く。

- 2 部門長は、センターの構成員のうちからセンター長が指名し、部門の業務を統括する。
- 3 各部門の部門員は、次の各号に定める人数を標準とする。
 - (1) カリキュラム部門 8人 (一般教育2人, 基礎医学2人, 臨床医学2人, 看護学科2人)
なお、規定された部門員の他、医学部医学科及び看護学科の学生を部門員として若干人加えることができる。
 - (2) チュートリアル教育部門 3人 (一般教育1人, 基礎医学1人, 臨床医学1人)
 - (3) 共用試験部門 4人 (基礎医学2人, 臨床医学2人)
 - (4) 臨床実習部門 2人 (臨床医学2人)
 - (5) 地域医療教育部門 4人 (一般教育1人, 基礎医学1人, 臨床医学1人, 看護学科1人)
 - (6) FD・授業評価部門 4人 (一般教育1人, 基礎医学1人, 臨床医学1人, 看護学科1人)
- 4 部門員は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 5 部門員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

附 則

この規程は、令和3年9月2日から施行し、改正後の第4条第1項第4号

(任期)

第5条 前条第1項第5号から第7号及び第10号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 (略)

(部門長及び部門員)

第7条 前条各号の部門に、部門長及び部門員を置く。

- 2 部門長は、センターの構成員のうちからセンター長が指名し、部門の業務を統括する。
- 3 各部門の部門員は、次の各号に定める人数を標準とする。
 - (1) カリキュラム部門 8人 (一般教育2人, 基礎医学2人, 臨床医学2人, 看護学科2人)
なお、規定された部門員の他、医学科の学生を若干人加えることができる。
 - (2) チュートリアル教育部門 3人 (一般教育1人, 基礎医学1人, 臨床医学1人)
 - (3) 共用試験部門 4人 (基礎医学2人, 臨床医学2人)
 - (4) 臨床実習部門 2人 (臨床医学2人)
 - (5) 地域医療教育部門 4人 (一般教育1人, 基礎医学1人, 臨床医学1人, 看護学科1人)
 - (6) FD・授業評価部門 4人 (一般教育1人, 基礎医学1人, 臨床医学1人, 看護学科1人)
- 4 部門員は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 5 部門員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

の規定は令和2年5月13日から適用し，改正後の第4条第1項第5号の規定は令和2年4月1日から適用し，改正後の第7条第3項第1号の規定は，令和3年5月1日から適用する。

【改正理由】

教育センターカリキュラム部門に看護学科の学生も加え，広く学生の立場から意見を述べる機会を確保するために所要の改正を行うものである。